

# 小中学校複写機賃貸借契約書（案）

（令和8年度～令和12年度 長期継続契約）

複写機の賃貸借について（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、常時正常な状態で稼働し得るように保守を行うことを行い、甲の使用に供すること及び賃借料の支払いについて定めることを目的とする。

（対象物件・設置場所・コピー料金）

第2条 この契約の対象物件、設置場所及びコピー料金は別紙1のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）までとする。

（契約保証金）

第4条 浦添市契約規則第6条による。

（契約の特約条項）

第5条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（コピー料金の請求）

第6条 乙は毎月末において甲の職員の確認を受けて、甲に対しコピー料金を請求するものとする。乙が甲に請求する料金は、各学校においてモノクロ複写枚数から算出した額とカラーコピー複写枚数から算出した額及びカラープリンター複写枚数から算出した額、それぞれから3%を控除（円未満切り上げ）し、その金額を合算させ消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切り捨て）を請求する。但し、モノクロにおいては月最低複写枚数を下回った場合には、3%控除は、適用しないものとする。

（コピー料金の支払い）

第7条 甲は乙から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

（複写機の保守）

第8条 乙は甲が複写機を常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

2 前項の保守を行うために、乙は定期的に社員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

3 複写機が故障した場合は、甲の請求により乙は直ちに社員を派遣して修理に着手し速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 複写機の保守点検及び修理は、乙の費用負担とする。

（複写機の取り替え）

第9条 乙は前条による保守点検及び修繕を行っても、なお、複写機を正常な状態において甲に使用させることができないときは、複写機の取り替えを行うものとする。

2 取り替えに要する費用は乙の負担とする。

(複写機に伴う消耗品の供給)

第10条 複写機に伴う消耗品は、乙の指定する者の巡回又は甲の通知に基づき当該消耗品を無料供給する。

(複写機及び複写機に伴う消耗品の所有権)

第11条 複写機及び複写機に伴う消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は複写機の現状を変更するような行為並びに複写機に伴う消耗品を他に流用してはならない。

(甲の損害賠償請求等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により第1条の目的が履行できないとき。

(2) 乙の提供する複写機の規格、使用、性能等に不適合、不完全、その他契約不適合があるとき。ただし、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(3) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(乙の損害賠償請求等)

第13条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 甲が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合は、機器価格を限度として、その賠償を甲に請求することができる。

(2) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第7条の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(機密の保持)

第14条 乙は保守点検の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき。
- (2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認同等を失ったとき。
- (6) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(乙の催告による解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

この契約を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

別紙 1

1. 契約対象物件及び設置場所

機 種	
設置場所	浦添市立小中学校 16 校
設置台数	16 台

2. 料金表

コピー料金（複写 1 枚につき）	
1 枚／月～5,000 枚／月	円
5,001 枚／月～8,000 枚／月	円
8,001 枚／月以上	円
最低複写枚数は、5,000 枚／月とする。	

カラーコピー及びカラープリンター料金表 コピー料金（複写 1 枚につき）

	カラーコピー及びカラープリンター単価
1 枚～100 枚まで	(円／枚)
101 枚～300 枚まで	(円／枚)
301 枚以上	(円／枚)

3. 設置台数内訳

(小学校)

1. 浦添小学校 1 台
2. 仲西小学校 1 台
3. 神森小学校 1 台
4. 浦城小学校 1 台
5. 牧港小学校 1 台
6. 当山小学校 1 台
7. 内間小学校 1 台
8. 港川小学校 1 台
9. 宮城小学校 1 台
10. 沢岬小学校 1 台
11. 前田小学校 1 台

(中学校)

1. 浦添中学校 1 台
2. 仲西中学校 1 台
3. 神森中学校 1 台
4. 港川中学校 1 台
5. 浦西中学校 1 台